

令和5年3月10日

キャッシュレス決済の取扱いを開始します

施設利用者の皆さんがより利用しやすくなるよう、令和5年4月3日（月）から、キャッシュレス決済を導入します。

1 利用できる主な施設

- (1) 松本クリーンセンター
- (2) 塩尻クリーンセンター

2 利用方法

- (1) ご利用になるクレジットカード、電子マネーのカード、スマートフォンをお持ちください。
- (2) ごみ処理手数料などの支払い時に、窓口職員へ希望する決済サービスをお伝えください。
- (3) 職員がご案内しますので、ご希望の決済サービスにて支払いをお願いします。
- (4) 決済完了後、お客様控え（レシート）をお渡ししますので保管してください。

3 利用可能な決済サービス

- (1) クレジットカード
- (2) 交通系電子マネー
- (3) 流通系電子マネー
- (4) QRコード

※利用可能な各種決済サービス毎の種類は別紙による。

4 キャッシュレス決済に関する注意事項

- (1) 1回の会計の中で、キャッシュレス決済と現金の併用はできません。
- (2) キャッシュレス決済の取消は、原則いたしません。
（クレジットカード及びQRコード決済は当日に限り決済の取消が可能）
- (3) 決済サービスに関するスマートフォンアプリの設定等に関するお問い合わせは、各事業者へお願いします。

令和5年4月～



キャッシュレス決済 ご利用いただけます

クレジットカード



交通系電子マネー



流通系電子マネー



QRコード

